



# 三重県公報

令和4年3月30日(水)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
25	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 防 災 砂 防 課 )	28
27	三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則	( 同 )	28
28	三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	29

規則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月三十日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第二十五号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一防災対策部災害対策課の表中第一号の項を削り、第二号の項を次のように改め、同項を同表第一号の項とする。

Table with 1 row and multiple columns for disaster response tasks, including '災害対策基本法の施行に関する事務'.

別表第一防災対策部災害対策課の表中第三号の項を削り、第四号の項を第一号の項とする。

別表第一防災対策部災害対策課の表の次に次の表を加える。

防災対策部 災害即応・連携課

Large table with columns for '区分', '事務の種類', '事項', '知事', '副知事', '本庁', '地域機関', '専決者', '受任者', and '地域機関の名称'. It lists disaster response tasks and their decision-making procedures.

別表第一戦略企画部企画課の表第一号の項第一号中「総合的計画」を「総合的な計画」に改める。

別表第一戦略企画部政策提言・広域連携課の表の次に次の表を加える。

戦略企画部 人口減少対策課

Table with columns for '区分', '事務の種類', '事項', '知事', '副知事', '本庁', '地域機関', '専決者', '受任者', and '地域機関の名称'. It lists population reduction strategy tasks.

	関する事務	2 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理（進行管理に関する国施策との調整等を含む。）					○								
		3 人口減少対策の推進に関する総合企画及び調整					○								
2	地域再生法（平成17年法律第24号）の施行に関する事務	1 法第5条第1項の規定による地域再生計画の申請						○							
		2 法第13条第1項の規定による交付金事務に関すること。						○							

頭表第1頁保健医療政策課の表第11号の項中第111号を第115号とし、第六十七号から第111号までを四号ずつ繰り下し、第六十八号の次に次の四号を加える。

67	法第30条の18の2第2項の規定による外来機能報告の実施命令又は是正命令					○									
68	法第30条の18の2第3項において準用する法第30条の13第3項の規定による病院等の外来機能報告に関する必要な情報の要求					○									
69	法第30条の18の2第3項において準用する法第30条の13第6項の規定による病院等が外来機能報告の実施命令等に従わない旨の公表					○									
70	法第30条の18の3第2項において準用する法第30条の13第3項の規定による無床診療所の外来機能報告に関する必要な情報の要求					○									

頭表第1頁保健医療政策課の表第11十四号の項を削り、同表に次のように加える。

24	がん対策基本法（平成18年法律第98号）の施行に関する事務	1 法第12条第1項の規定による都道府県がん対策推進計画の策定					○									
		2 法第12条第3項の規定による都道府県がん対策推進計画の変更					○									
25	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行に関する事務	1 法第6条第2項の規定による届出対象情報の届出を行う診療所の指定						○								
		2 法第6条第5項の規定による届出対象情報の届出を行う診療所の指定の取消						○								
		3 法第7条第1項の規定による届出対象情報の届出の勧告							○							
		4 法第7条第2項の規定による勧告に従わない旨の公表								○						
		5 法第8条第1項の規定による厚生労働大臣への登録情報の提出								○						
		6 法第10条第2項の規定による厚生労働大臣への報告（法第13条第2項において準用する場合を含む。）								○						
		7 法第11条第3項の規定による厚生労働大臣への提出								○						
		8 法第18条第1項の規定による都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報の都道府県による利用又は提供								○						
		9 法第18条第2項の規定による審議会等への意見聴取								○						
		10 法第19条第1項の規定による市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供								○						

		11 法第19条第2項の規定による審議会等への意見聴取					○										
		12 法第20条の規定による都道府県がん情報の病院等への提供					○										
		13 法第21条第8項の規定によるがんに係る調査研究を行う者への提供					○										
		14 法第21条第9項の規定によるがんに係る調査研究を行う者への提供					○										
		15 法第21条第10項の規定による審議会等への意見聴取					○										
		16 法第22条第1項の規定によるデータベースの整備					○										
		17 法第22条第2項の規定による審議会等への意見聴取					○										
		18 法第22条第3項の規定による都道府県がん情報の匿名化又は消去					○										
		19 法第22条第4項の規定による審議会等への意見聴取					○										
		20 法第24条第1項の規定による権限及び事務の委任					○										
		21 法第36条の規定による報告の徴収					○										
		22 法第37条の規定による助言					○										
		23 法第38条第1項の規定による違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告					○										
		24 法第38条第2項の規定による命令					○										
		25 法第38条第3項の規定による命令					○										
		26 法第42条の規定による厚生労働大臣への報告					○										
		27 がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）施行規則第21条第1項の規定による報告の徴収					○										
		28 省令第21条第2項の規定による指示					○										
26	三重県がん対策推進条例（平成26年三重条例第3号）に関する事務	1 条例第22条第1項の規定による三重県がん対策推進協議会への意見聴取					○										
2 条例第22条第2項の規定による三重県がん対策推進計画の策定又は変更に伴う公表							○										
3 条例第23条の規定による三重県がん対策推進計画にかかる年次報告書の公表							○										
27	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）の施行に関する事務	1 法第11条第1項の規定による都道府県循環器病対策推進計画の策定					○										
		2 法第11条第4項の規定による都道府県循環器病対策推進計画の変更					○										

別表第一 医療保健部医療介護人材課の表第十五号の項及び第十六号の項を削る。

別表第一 感染症対策課の表第一号の項中第十七号を次のように改める。

17	法第 15 条の 3 第 1 項の規定による報告の要請又は質問（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）																	○	保健所
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

別表第一「感染症対策課の表第一号の項第四十七号及び第四十八号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同項第四十九号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に、「感染症患者」を「2 類感染症患者」に改め、同項第五十号及び第五十一号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同項中第五十一号及び第五十三号を削り、同項第五十四号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項中第五十五号を削り、同項第五十六号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十七号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十八号中「第 26 条第 2 項」を「第 26 条」に改め、同号を同項第五十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

56	法第 26 条第 2 項の規定により準用する感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）																		○	保健所
57	法第 26 条の 2 の規定により準用する入院している結核患者に対する 30 日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）																		○	保健所

別表第一「感染症対策課の表第一号の項中第五十九号を第五十八号とし、第六十号から第七十一号までを1号ずつ繰り上げ、同項第七十一号を次のように改め、同号を同項第七十一号とする。

71	法第 38 条の規定による第 1 種感染症指定医療機関及び第 2 種感染症指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し																			○
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第一「感染症対策課の表第一号の項中第七十二号を第七十一号とし、第七十四号から第七十一号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第一「感染症対策課の表第一号の項中第一号を次のように改める。

1	法第 6 条の規定による臨時の予防接種の実施・指示・協力（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）																			○
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第一「感染症対策課の表の次に次の表を加える。

医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称									
			知事	専決者							受任者											
				副知事	本庁			地域機関														
			部長		次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長											
1	予防接種法の施行に関する事務	法第 6 条の規定による臨時の予防接種の実施・指示・協力（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）																				

別表第一「医療保健部健康推進課の表の次に次の表を加える。

16	三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の施行に関する事務	1 要綱第 5 の(1)の規定による指定医療機関の指定																					
		2 要綱第 5 の(1)の規定による指定医療機関の指定の取消し																					
		3 要綱第 5 の(2)の規定による指定医療機関への費用の交付																					
		4 要綱第 6 の(1)の規定による対象患者の認定																					保健所

5	要綱第6の(3)の規定による対象患者の認定の取消し									○			保健所
6	要綱第7の(1)の規定による厚生労働大臣への個人票の提出								○				

別表第1「医療保健部食品安全課の業務」中の項第14号中「法第62条第1項及び第3項」と「法第68条第1項及び第3項」に改め、同項第17号及び第18号中「第62条第1項」と「第68条第1項」に改め、同項第19号から第21号中「第62条第1項及び第3項」と「第68条第1項及び第3項」に改め、同項第21号中「第62条第1項」と「第68条第1項」に改め、同項第22号中「第52条」と「第55条」と「第62条第1項」と「第68条第1項」に改め、同項第24号中「第53条第2項」と「第56条第2項」に改め、同項第24号中を第24号とし、第24号から第29号までを1号とする。同項第30号中「第65条」と「第71条」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中「第64条第2項」と「第70条第2項」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中を削り、同項第31号中「第59条第2項」と「第64条第2項」と「第62条第1項」と「第68条第1項」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中「第59条第1項」と「第64条第1項」と「第62条第1項」と「第68条第1項」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中「第58条第3項及び第5項」と「第63条第3項及び第5項」に改め、「報告」の次に「(法第68条第1項において準用する場合を含む。）」と記す。同項を同項第31号とし、同項第31号中「第56条」と「第61条」と「第62条第1項及び第3項」と「第68条第1項及び第3項」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中「第55条第1項」と「第60条第1項」と「第62条第1項及び第3項」と「第68条第1項及び第3項」に改め、同項を同項第31号とし、同項第31号中「第54条」と「第59条」と「第62条第1項及び第3項」と「第68条第1項及び第3項」に改め、同項を同項第31号とし、第24号の次に次の3号を加える。

15	法第57条の規定による営業の届出の受理(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)											○	保健所
16	法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出の受理(法第68条第1項において準用する場合を含む。)											○	保健所
17	法第58条第2項の規定による食品等の回収の届出の厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告(法第68条第1項において準用する場合を含む。)								○				

別表第1「医療保健部食品安全課の業務」中の項に次の1号を加える。

43	省令第71条の2の規定による廃業の届出の受理											○	保健所
----	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

別表第1「医療保健部食品安全課の業務」中の項及び第21号の項を次のように改める。

2	三重県食品衛生法施行条例(令和2年三重県条例第53号)の施行に関する事務	1	条例第4条第1項による営業許可証の交付										○	保健所		
		2	条例第4条第2項による届出済証の交付											○	保健所	
		3	条例第5条第1項の規定による生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出の受理												○	保健所
		4	条例第6条第1項の規定によるふぐの処理を行う営業施設の届出の受理												○	保健所
		5	条例第7条の規定によるふぐ処理者の認定												○	保健所
		6	条例第8条の規定によるふぐ処理者の免許及び免許証の交付										○		保健所	
		7	条例第8条の規定によるふぐ処理者試験の実施								○					
		8	条例第10条の規定によるふぐ処理者免許の取消し							○						
3	三重県食品衛生規則(令和3年三重県)	1	規則第4条の規定による食品衛生監視票の交付													
			(1)と畜場内における食肉及び大規											○	食肉衛生検	

規則第13号)の施行に関する事務	模食鳥処理場内における食鳥肉に係るもの																	査所
	(2) (1)以外のもの																	○ 保健所
	2 規則第13条第4項の規定による届出済証の交付																	○ 保健所
	3 規則第18条の規定による営業許可証の書換え交付																	○ 保健所
	4 規則第19条の規定による営業許可証の再交付																	○ 保健所
	5 規則第23条第2項の規定による生食用食肉取扱施設届出済証の交付																	○ 保健所
	6 規則第24条の規定による生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の変更の届出の受理及び届出済証の交付																	○ 保健所
	7 規則第25条の規定による生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の廃業の届出の受理																	○ 保健所
	8 規則第26条第2項の規定によるふぐ取扱施設届出済証の交付																	○ 保健所
	9 規則第27条の規定によるふぐの処理を行う営業施設の変更の届出の受理及び届出済証の交付																	○ 保健所
	10 規則第28条の規定によるふぐの処理を行う営業施設の廃業の届出の受理																	○ 保健所
	11 規則第30条の規定によるふぐ処理者名簿の登録																	○ 保健所
	12 規則第31条の規定によるふぐ処理者試験の公告																	○
	13 規則第32条の規定によるふぐ処理者試験の受験申込の受理																	○
	14 規則第33条の規定によるふぐ処理者試験合格証書の交付																	○
	15 規則第36条の規定によるふぐ処理者免許証の書換え交付																	○ 保健所
	16 規則第37条の規定によるふぐ処理者免許証の再交付																	○ 保健所
17 規則第38条の規定によるふぐ処理者免許証の返納の受理																	○ 保健所	

別表第1 医療保健部食品安全課の表第四号の項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の1号を加える。

9 法第10条の2第1項の規定による自主回収の届出の受理																		○ 保健所
10 法第10条の2第1項の規定による自主回収の届出の消費者庁長官への報告																		○

別表第1 医療保健部食品安全課の表第五号の項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを1号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の1号を加える。

2 法第3条第1号の規定による調理師養成施設の指定																		○
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第1 医療保健部食品安全課の表第五号の項第九号中「政令第1条の3」を「調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第1条の2」と改め、同項第十号中「第1条の4」を「第1条の3」と改め、同項第十一号中「第1条の5」を「第1条の4」と、「変更」を「変更又は廃止」と改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「公示」を「厚生労働大臣への報告及び公示」と改め、同項を同項第十一号とし、同項中第十四号及び十五号を削り、第十六号を第十三号とし、第十七号から第二十一号までを1号ずつ繰り上げ、第十九号の次に次の1号を加える。

20 政令第15条の2の規定により準用する政令第2条から第3条まで、第6条、第7条第3項及び第8条から第9条までの規定による指定届出受理機関に係る委任都道府県知事が行う事務									○										
21 政令第15条の2の規定により準用する政令第7条第1項及び第2項の規定による指定届出受理機関の指定の取消し									○										

別表第一 医療保健部食品安全課の表第五号の項中第二十二号を第二十一号とし、同項第二十四号中「第17条」を「第16条」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、第三十号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十号の次に次の一号を加える。

31 規則第9条の規定による調理師連合会設立の届出の受理									○										
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 医療保健部食品安全課の表第五号の項第三十三号中「告示」を「公示」に改め、同号を第三十一号とする。

別表第一 医療保健部食品安全課の表第六号の項を次のように改める。

6 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関する事務	1 法第3条の規定による製菓衛生師の免許																		○		保健所	
	2 法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験の実施													○								
	3 法第4条第2項の規定による指定試験機関への事務の委任																					
	4 法第5条第1項の規定による製菓衛生師養成施設の指定														○							
	5 法第7条第1項の規定による製菓衛生師名簿の備付け及び登録																			○		保健所
	6 法第7条第3項の規定による製菓衛生師免許証（以下この項において「免許証」という。）の交付																			○		保健所
	7 法第8条の規定による製菓衛生師の免許の取消し																				○	
	8 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第3条第1項の規定による登録事項の変更に伴う製菓衛生師名簿の訂正																				○	保健所
	9 政令第4条の規定による登録の消除																				○	保健所
	10 政令第5条第1項の規定による免許証の書換え交付																				○	保健所
	11 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付																				○	保健所
	12 政令第6条第4項及び第7条の規定による免許証の返納の受理																				○	保健所
	13 政令第8条の規定による免許の取消しに係る通知																				○	
	14 政令第10条第1項の規定による指定試験機関への事務の委任の厚生労働大臣への報告及び公示																				○	
	15 政令第17条の規定による指定試験機関の事務の委任の解除、厚生労働大臣への報告及び公示																				○	
	16 政令第18条第3項の規定による委任都道府県知事が試験を行う場合又は行わない場合の公示																				○	
	17 政令第21条の規定による養成施設																				○	



	の内容変更又は廃止の承認及び変更届出の受理																
18	政令第22条の規定による養成施設の報告の徴収及び指示							○									
19	政令第23条の規定による養成施設の指定の取消し							○									
20	製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）第4条の規定による指定試験機関の試験事務の範囲の確定							○									
21	省令第14条の規定による指定試験機関からの試験の結果報告書の受理							○									
22	省令第15条の規定による指定試験機関の試験事務の引継ぎ書類等の受理							○									
23	製菓衛生師法施行細則（昭和42年三重県規則第50号）第1条の規定による試験実施の公告							○									
24	規則第2条の規定による製菓衛生師試験受験申込書の受理							○									
25	規則第3条の規定による製菓衛生師試験の合格証書の交付							○									

別表第一 医療保健部 食品安全課の表第7号の項第十七号中「第19条第2項」を「第19条第1項」に改め、同項中第二十二号を削り、同項第十一号中「と畜場法等施行細則（昭和31年三重県規則第65号）第14条」を「規則第12条」に改め、同号を第二十二号とし、第二十一号の次に次の1号を加える。

22	と畜場法等施行細則（昭和31年三重県規則第65号）第4条の規定によると畜場の工事完了の届出の受理							○									
----	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 医療保健部 食品安全課の表第二十二号の項を削り、同表中第二十四号の項を第二十三号の項とし、同表第二十五号の項第十九号中「提出」を「受理」に改め、同項を同表第二十四号の項とし、同表中第二十六号の項を第二十五号の項とする。

別表第一 医療保健部 業務課の表第1号の項第二十号中「変更」を「一部変更」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

29	法第14条の9の規定による医薬品等の製造販売の届出及び変更の届出の受理																
(1)	薬局製造販売医薬品に係るもの															○	保健所
(2)	(1)以外のもの							○									

別表第一 医療保健部 業務課の表第1号の項中第九十一号を削り、同項中第九十二号を第九十一号とし、第九十二号から第百五十四号までを1号ずつ繰り上げ、同項百五十五号中「返答の届出」を「返納」に改め、同号を同項第百五十四号とし、同項中第百五十六号を第百五十五号とし、第百五十七号から第百六十号までを1号ずつ繰り上げ、同項第百六十一号中「理由」を「准滞」に改め、同号を同項第百六十号とし、第百六十二号から第百七十八号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第一 医療保健部 業務課の表第1号の項中第七号を第十一号とし、第二号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

2	法第8条第7項の規定による厚生労働大臣への書類の求め							○									
3	法第8条第8項の規定による調査及び報告書の受理及び厚生労働大臣への当該調査及び報告書の写し並びに意見書の提出							○									
4	法第8条第12項の規定による弁明の聴取の通知							○									
5	法第8条第15項の規定による厚生労働大臣への報告書の提出							○									





	第3項において中古自動車輸出業者等について準用する場合を含む。)												
	7 条例第16条の規定による公安委員会との協力			○									

副知事 | 地域連携部 部長 倉田 | 地域づくり推進課の担当課長 | 担当課長

副知事 | 地域連携部 地域支援課の担当課長 | 担当課長

地域連携部 地域づくり推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称	
			知事	専決者							受任者			
				副知事	本庁				地域機関					
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長		所長
1	地域支援事業の推進に関する事務	地域支援事業に関する計画の策定及び調整				○								
2	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の施行に関する事務	1 法第3条第4項の規定による総合整備計画の協議（同条第8項において準用する場合を含む。）				○								
		2 法第3条第6項の規定による措置の計画の決定（同条第8項において準用する場合を含む。）				○								
		3 法第7条の規定による助言及び調査				○								
3	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の施行に関する事務	1 法第5条第3項及び第8項の規定による協議				○								
		2 法第5条第4項の規定による送付の受理（同条第10項において準用する場合を含む。）				○								
4	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の施行に関する事務	1 法第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項及び第16項の規定による報告の受理				○								
		2 法第4条第20項の規定による通知				○								
		3 法第5条第2項の規定による確認				○								
		4 法第5条第3項、第8項、第11項、第17項及び第23項の規定による報告の受理				○								
		5 法第5条第4項、第9項、第12項、第18項及び第24項の規定による通知				○								
		6 法第6条第3項及び第7項の規定による協議				○								
		7 法第6条第4項の規定による送付の受理（同条第9項において準用する場合を含む。）				○								
		8 法第13条第1項の規定による許可（軽微な規約変更に係る場合を除く。）				○								
		9 法第13条第1項の規定による許可（軽微な規約変更に係る場合に限る。）				○								
		10 法第28条第1項の規定による認可				○								
		11 法第32条第4項の規定による認可				○								
		12 法第32条第5項の規定による届出の受理				○								





		9 法第 32 条第 4 項の規定による病害虫防除所の事務の実施										○	病害虫防除所
		10 法第 38 条の規定による都道府県が処理する事務等の実施							○				
		11 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 38 条の規定による協力成績の提出							○				
		12 省令第 39 条の規定による費用請求書の提出							○				
		13 植物防疫法施行細則（昭和 32 年三重県規則第 59 号）第 2 条及び第 3 条の規定による病害虫防除員の任免										○	病害虫防除所
		14 規則第 4 条の規定による病害虫防除員に対する指示										○	病害虫防除所
		15 規則第 6 条第 2 項の規定による病害虫発生報告										○	病害虫防除所
		16 規則第 8 条の規定による防除計画の指示										○	病害虫防除所
		17 規則第 9 条の規定による防除勧告										○	病害虫防除所
		18 規則第 11 条の規定による事業概要及び諸調査の結果の報告										○	病害虫防除所
18	三重国際水準 G A P 支援制度実施要綱（令和 3 年農林水第 17—360 号）に関する事務	1 要綱第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定による現地確認の結果及びそれに基づく改善点の通知並びに三重国際水準 G A P 支援委員会への報告										○	農林水産事務所等
		2 要綱第 9 条第 2 項の規定による三重国際水準 G A P 支援委員会への報告										○	農林水産事務所等
		3 要綱第 11 条第 3 項の規定による評価の結果の通知							○				
19	三重県農業経営近代化資金利子補給金交付規則（昭和 36 年三重県規則第 87 号）の施行に関する事務	1 規則第 2 条の規定に基づく三重県農業経営近代化資金利子補給基準に係る知事の認定										○	農林水産事務所等
		2 規則第 3 条の規定による利子補給契約の締結							○				
		3 規則第 6 条第 1 項の規定による利子補給金の打ちりの決定							○				
		4 規則第 6 条第 2 項の規定による利子補給金の打ちりの決定及び利子補給金の返還命令							○				
		5 規則第 7 条の規定による利子補給に係る資金の融資に関する報告の徴収及び帳簿、書類等の調査											
		(1) 農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける資金の融資に係るもの										○	農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの							○				
		6 三重県農業経営近代化資金融通措置要綱第 8 の 3 の規定による利子補給の承諾										○	農林水産事務所等
		7 要綱第 8 の 3 の規定による利子補給の変更承認										○	農林水産事務所等
		8 要綱第 5 の 2 の規定による融資予定目標額の策定							○				
20	三重県中山	1 要領第 4 の 9 の (3) の規定による利							○				

	間地域活性化資金利子補給補助金交付要領(平成12年金第608号)に関する事務	子補給条件変更の諾否の決定																	
		2 要領第6の1の規定による利子補給金の打切りの決定																	
		3 要領第6の2の規定による利子補給金の打切りの決定及び利子補給金の返還命令																	
		4 要領第9の規定による利子補給に係る中山間資金の融通に関する報告の徴収及び帳簿、書類等の調査																	農林水産事務所等
21	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)の施行に関する事務	1 法第2条第5項の規定による特別被害地域の指定																	
		2 法第2条第5項の規定による特別被害地域の農林水産大臣への協議																	
		3 法第7条の規定による融資を受けた農業協同組合等に対する報告の徴収及び立入検査																	農林水産事務所等
22	三重県農林漁業災害融資融通に伴う利子補給及び損失補償に関する補助金交付規則(昭和36年三重県規則第14号)の施行に関する事務	1 規則第3条の規定による補助対象の認定																	農林水産事務所等
		2 規則第6条の規定による利子補給費補助金等の交付の決定																	
		3 規則第8条の規定による利子補給費補助金等の額の確定																	
		4 規則第13条第1項の規定による損失補償費補助金等の交付の決定																	
		5 規則第16条の規定による補助金の打切りの決定及び返還の命令																	
23	三重県農林漁業災害金融通に関する補助金交付要綱(平成3年経第1505号)に関する事務	1 要綱第2条第10項の規定による貸付条件の決定																	
		2 要綱第3条第1項の規定による特別災害の指定																	
		3 要綱第6条の規定による補助対象の認定																	農林水産事務所等
24	経営構造改革総合資金制度実施要綱(平成17年16経第8802号)の施行に関する事務	要綱第3の4の規定による総合計画の承認																	
25	山村振興法(昭和40年法律第64号)の施行に関する事務	法第17条の規定による農林漁業経営改善計画の認定																	
26	株式会社日本政策公庫による中山間地域の活性化資金の融通に関する措置要綱(平成22農経A第336号)に関する事務	要綱第3の規定による意見及び推薦																	
27	株式会社日本政策公庫調査委	1 規則第2条第1項の規定による調査の受託及び同条第2項の規定による書類の提出																	



	嘱規則（（農林）（平成20年農林（営3））の施行に関する事務	2 規則第2条第3項の規定による調査書の提出																	
		(1) 農協病院の貸付対象事業調書及び工事竣工認定調書に係るもの							○										
		(2) (1)以外の貸付対象事業調書及び工事竣工認定調書に係るもの										○							農林水産事務所等
28	三重県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要領（平成12年金第633号）に関する事務	1 要領第8の1の規定による利子補給補助の諾否の決定						○											
		2 要領第12の1の規定による利子補給補助の取消しの決定							○										
		3 要領第13の1の規定による利子補給補助金の返還命令							○										
29	三重県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成7年経第487号）に関する事務	1 要綱第5の1の(1)の規定による貸付予定目標額の策定						○											
		2 要綱第5の1の(2)の規定による融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額の決定						○											
		3 要綱第5の2の(3)の規定による低利預託基金の預託の指示							○										
		4 要綱第5の2の(4)の規定による低利預託基金の預託額の通知							○										
		5 要綱第7の2の規定による低利預託基金等への指示							○										
		6 要綱第7の3の規定による融資機関への指示												○					農林水産事務所等
		7 要綱第8の3の規定による低利預託基金預託等状況報告の提出								○									
30	三重県農業経営改善促進資金低利預託基金利子補給金交付要領（平成7年経第488号）に関する事務	1 要領第4の2の規定による利子補給契約の締結						○											
		2 要領第6の規定による利子補給の諾否の決定							○										
		3 要領第7の規定による利子補給条件変更の諾否の決定								○									
		4 要領第12の1の規定による利子補給金の打切りの決定								○									
		5 要領第12の2の規定による利子補給金の打切りの決定及び利子補給金の償還命令								○									
		6 要領第13の規定による利子補給に係る低利預託金の融通に関する報告の徴収及び帳簿、書類等の調査								○									
31	農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年7農経A第299号）に関する事務	要綱第4の3の規定による農業経営改善推進計画の承認の取消し						○											
32	三重県農業負担軽減支援特別資金利子補給補助金交付要領（平成12年金第610号）に関する	1 要領第8の6の規定による利子補給条件変更の諾否の決定						○											
		2 要領第14の1の規定による利子補給金の打切りの決定							○										
		3 要領第14の2の規定による利子補給金の打切りの決定及び利子補給金											○					農林水産事務所等	

事務	の打切りの決定及び利子補給金の返還命令																		
33	農業信用保証保険法施行令(昭和36年政令第348号)に関する事務	政令第8条第1項第1号の規定による農業信用基金協会の業務及び財産の状況に関する報告の徴収					○												

別表第一農林水産部畜産課の表第1号の項第1号中「農業研究所等」を「農業研究所」に改め、同項第9号から第11号までの項第1号中「農林水産事務所」を「農林水産事務所等」に改め、同表第11号の項から第14号の項までを削り、第15号の項を第11号の項とし、第16号の項から第19号の項までを3号ずつ繰り上げる。

別表第一農林水産部畜産課の表に次のように加える。

14	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の施行に関する事務	1 法第3条第3項の規定による畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定及び同条第6項の規定による公表				○																
		2 法第4条第1項の規定による畜舎等の建築等及び利用に関する変更計画の認定				○																
		3 法第4条第2項の規定による畜舎等の建築等及び利用に関する計画の軽微な変更の届け出の受理				○																
		4 法第6条第1項の規定による認定畜舎等の工事完了の届け出の受理				○																
		5 法第6条第2項の規定による認定畜舎等の仮使用の認定				○																
		6 法第9条第2項の規定による認定計画実施者の相続の届け出の受理				○																
		7 法第10条第1項の規定による認定畜舎等の譲渡、同条第2項による認定計画実施者の合併及び同条第3項による分割の認可				○																
		8 法第11条第1項の規定による認定計画実施者の解散の届け出の受理				○																
		9 法第13条第1項の規定による認定畜舎等の利用の状況の報告、同条第2項の規定による認定畜舎等の滅失の届け出の受理				○																
		10 法第14条第1項の規定による報告の徴収、同条第2項の規定による物件の提出及び同条第3項の規定による立入検査				○																
		11 法第15条第1項、第2項及び第3項の規定による違反を是正するための措置命令及び同条第4項の規定による使用の停止、保安上の措置命令				○																
		12 法第15条第5項の規定による知事又はその命じた者、若しくは委任した者が行う措置及び行うべき旨の公告			○																	
		13 法第16条第2項の規定による認定の取り消し及び同条第3項の規定による通知及び公表				○																
		14 法第18条第1項の規定による認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置命令				○																

別表第一農林水産部森林・林業経営課の表第11号の項を次のように改める。

11	林業普及指導推進要綱（平成17年林整研第169号）に関する事務	1 要綱第4の4の規定による実施方針の林野庁長官への報告											○					林業研究所	
		2 要綱第5の1の規定による毎年度の実施計画書の林野庁長官への報告												○					林業研究所
		3 要綱第5の2の規定による毎年度の実施計画に基づく事業実績の林野庁長官への報告												○					林業研究所

別表第一農林水産部水産振興課の表に次のように加える。

20	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（令和2年三重県条例第4号）の施行に関する事務	条例第8条第5項の規定による基本計画に基づく施策等の実施状況の公表											○						
----	--	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部水産資源管理課の表第四号の項中第五十八号を第五十九号とし、第四十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

48	法第132条に基づく省令による特定水産動植物の採捕の許可												○						
----	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部水産資源管理課の表に次のように加える。

15	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和4年政令第18号）の施行に関する事務	1 令第1項第1号及び第2号の規定による特定第一種水産動植物採捕者等に係る届出の受理及び番号の通知												○						
		2 令第1項第3号から第5号までの規定による勸告及び命令													○					
		3 令第1項第6号の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る届出の受理													○					
		4 令第1項第7号及び第8号の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査													○					

別表第一雇用経済部三重県営業本部担当課の表中「三重県営業本部担当課」を「県産品振興課」に改め、同表第二号の項を削る。

別表第一雇用経済部ものづくり産業振興課の表中「ものづくり産業振興課」を「新産業振興課」に改め、同表中第五号の項及び第六号の項を削り、第七号の項を第五号の項とし、第八号の項を第六号の項とする。

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表に次のように加える。

23	飲業法（昭和25年法律第289号）の施行に関する事務	法第24条の規定による飲業権の設定の出願に係る協議												○					
24	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金及び三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金に関する事務	1 実施計画及び実施計画の変更の承認並びに実施計画の取消し												○					
		2 遅延等報告、状況報告及び実績報告等の徴収												○					

別表第一雇用経済部企業誘致推進課の表第六号の項中「（平成17年法律第24号）」を削る。

別表第一県土整備部防災砂防課の表第二号の項中第十八号から第二十四号までを次のように改める。

18	法第10条第1項の規定による特定開発行為の許可																		
----	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○											建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
19 法第14条第1項の規定による特定開発行為既着手の場合の届出の受理																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
20 法第15条の規定による国等が行う特定開発行為に係る協議																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
21 法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更許可																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
22 法第17条第3項の規定による特定開発行為の変更に係る届出の受理																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
23 法第18条第1項の規定による対策工事等の完了の届出の受理																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
24 法第18条第2項の規定による対策工事等の完了検査及び検査済証の交付																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所

記号を「○」に改める。

26 法第20条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
27 法第21条第1項の規定による措置命令																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
28 法第21条第2項の規定による代執行措置命令等																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○												建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
29 法第21条第2項の規定による代執行措置命令の公告																					

(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの									○											建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
30 法第21条第3項の規定による措置命令等の標識の設置等																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの																				○	建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所

別表第1 県土整備部防災砂防課の表第11号の項中第11号及び第12号を次のように改める。

32 法第22条第1項の規定による立入検査																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの																				○	建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所
33 法第23条の規定による報告の徴収等																					
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する特定開発行為に係るもの																				○	建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																				○	建設事務所

別表第1 県土整備部防災砂防課の表第10号の項第3号中「第6条第1項第5号口」と「第6条第1項第6号口」に改め、同項第19号から第11号までを次のように改める。

19 法第34条第2項及び第4項の規定による砂利採取場等への立入検査等																					
(1) 本庁の所掌に属するもの																				○	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																					○ 建設事務所
20 法第34条第5項の規定による立入検査員の身分を示す証明書の発行																					
(1) 本庁の所掌に属するもの																				○	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																					○ 建設事務所
21 法第36条第1項及び第2項の規定による通報の受理																				○	
22 法第36条第3項の規定による通報																				○	
23 法第36条第4項の規定による関係市町長への通報																					○ 建設事務所

別表第1 県土整備部防災砂防課の表第10号の項中第11号を次のように改める。

26 法第38条第1項の規定による登録の取消し等に係る聴聞																					
(1) 法第12条の規定による登録の取消し等に係るもの																				○	
(2) 法第26条の規定による認可の取消し等に係るもの																					○ 建設事務所

別表第1 県土整備部防災砂防課の表第10号の項中第19号を次のように改める。

29 省令第10条の規定による業務主任者試験に係る受験願書の受理																				○	
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第1 県土整備部防災砂防課の表第10号の項第3号中「第32条の4第1項第5号口」と「第32条の4第1項第6号口」に改め、同項第11号を次のように改める。

22 法第34条の4の規定による登録の取消し等に係る聴聞																					
(1) 法第32条の10の規定による登録の取消し等に係るもの																				○	
(2) 法第33条の12の規定による認可の取消し等に係るもの																					○ 建設事務所

別表第一 県土整備部防災砂防課の表第五号の項中第十四号及び第十五号を次のように改める。

24	法第42条第1項の規定による立入検査等																		
(1)	本庁の所掌に属するもの										○								
(2)	地域機関の所掌に属するもの																	○	建設事務所
25	法第42条第2項の規定による立入検査員の身分を示す証票の発行																		
(1)	本庁の所掌に属するもの										○								
(2)	地域機関の所掌に属するもの																	○	建設事務所

別表第一 県土整備部防災砂防課の表第五号の項中第十八号を次のように改める。

28	省令第8条の9の規定による業務管理者試験に係る受験願書の受理																		○
----	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第一 県土整備部防災砂防課の表第六号の項中第十一号から第十四号までを次のように改める。

11	三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）第4条第1項の規定による行為の許可																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
12	条例第4条第2項後段の規定による行為の届出の受理																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
13	条例第5条の規定による占用許可																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
14	条例第8条(条例第10条第3項(条例第11条において準用する場合を含む。))及び第11条において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件の決定																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
15	条例第10条第1項(条例第11条において準用する場合を含む。)の規定による許可事項の変更許可																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
16	条例第14条第3項の規定による地位承継届の受理																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
17	条例第15条第1項の規定による権利義務の譲渡の承認																		
(1)	2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの																	○	建設事務所
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの																	○	建設事務所
18	条例第16条の規定による許可事項																		

の変更命令										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
19 条例第17条第1項及び第2項の規定による措置命令										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
20 条例第18条の規定による許可等の取消し										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
21 条例第19条の規定による砂防指定地内行為休廃止届の受理										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
22 条例第20条ただし書の規定による原状回復義務の免除										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
23 条例第21条第1項の規定による行為の完了検査等										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所
24 条例第22条第1項の規定による他人の土地への立入り										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所

当該表第1項十條に「建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの」とあるものを「建設事務所」とする。

26 三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成15年三重県規則第2号）第8条第1項の規定による砂防指定地内行為許可等の更新許可										
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの							○			建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの									○	建設事務所

当該表第1項十條に「建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの」とあるものを「建設事務所」とする。

13 法第18条第1項の規定による行為の許可							○			建設事務所
14 法第20条第2項の規定による行為に係る国等との協議							○			建設事務所
15 法第21条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等及び行為の中止等の命令							○			建設事務所

当該表第1項十條に「建設事務所の所管区域に属する行為に係るもの」とあるものを「建設事務所」とする。

9	三重県土採取規制条例	1 条例第4条第1項の規定による採取計画の認可								
---	------------	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(平成13年三重県条例第8号)の施行に関する事務	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○								建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																	○ 建設事務所	
	2 条例第4条第2項、第8条第2項、第14条、第17条第2項及び附則第3項の規定による届出書の受理																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○								建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																	○ 建設事務所	
	3 条例第8条第1項の規定による採取計画の変更認可																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	4 条例第12条の規定による変更命令																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	5 条例第13条第1項及び第2項の規定による措置命令																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	6 条例第15条の規定による採取跡地における災害防止命令																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	7 条例第16条の規定による認可等の取消し等の命令																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	8 条例第19条の規定による報告の徴収																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所
	9 条例第20条第1項の規定による立入検査																		
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所	
10 条例第21条の規定による関係行政機関への協力要請																			
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所	
11 条例第22条の規定による関係市町長への通知																			
(1) 2以上の建設事務所の所管区域に属する採取計画に係るもの									○									建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの																		○ 建設事務所	



別表第一 国土整備部都市政策課の表第一号の項第三十八号中「第60条」を「第60条第1項及び第2項」に改め、同表第二号の項第二十一号中「第14条の6第2項」を「第14条の6第2項及び第14条の7の2」に改める。

別表第一 国土整備部建築開発課の表第二号の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の1号を加える。

4	法第12条の5第4項の規定による協議に係る同意																		
(1)	(2)に掲げるもの以外のも																		建設事務所
(2)	松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの																		建設事務所

別表第一 国土整備部建築開発課の表第七号の項第二十一号中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表に次のように加える。

19	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	1 法第18条第1項の規定による容積率の特例許可																		○
		2 法第18条第2項において準用する第94条の規定による建築審査会の同意を求めること																		○

別表第一 国土整備部住宅政策課の表第一号の項を次のように改める。

1	公営住宅法（昭和26年法律第193号）の施行に関する事務	1 法第11条第1項の規定による補助金の交付申請																		○		
		2 法第37条第1項の規定による県営住宅の建替計画の申請																			○	
		3 法第44条第1項の規定による県営住宅の譲渡に係る国土交通大臣への承認申請																			○	
		4 法第44条第3項の規定による県営住宅の用途廃止に係る国土交通大臣への承認申請																			○	
		5 法第46条第1項の規定による事業主体変更に係る国土交通大臣への承認申請																			○	
		6 法第49条第1項の規定による報告書の提出命令及び物件等の実施検査のための職員の指定																				○
		7 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第4条の規定による県営住宅入居者の募集																				○
		8 条例第5条の規定による県営住宅への入居の決定																				○
		9 条例第6条第3項の規定による調査																				○
		10 条例第6条第4項の規定による市町に対する意見照会																				○
		11 条例第8条第3項の規定による入居者の決定																				○
		12 条例第10条第1項の規定による入居日の指定																				○
		13 条例第10条第2項の規定による入居の決定の取消し																				○
		14 条例第12条の規定による同居の承認																				○
		15 条例第13条第1項の規定による入居の承継の承認																				○
		16 条例第14条第1項及び第2項の規定による家賃決定（条例第14条第5																				○

	項により公営住宅とみなされる準公営住宅を含む。)												
17	条例第14条第3項の規定による公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定(条例第14条第5項により公営住宅とみなされる準公営住宅を含む。)				○								
18	条例第14条第4項の規定による近傍同種の住宅の家賃の決定(条例第14条第5項により公営住宅とみなされる準公営住宅を含む。)				○								
19	条例第15条第2項の規定による入居者の収入の把握				○								
20	条例第15条第3項の規定による収入額の認定				○								
21	条例第15条第4項の規定による認定した収入額の更正				○								
22	条例第16条第2項ただし書による納付期限の指定(条例第29条第4項、条例第31条第3項、条例第43条及び条例第50条の5第2項において準用する場合を含む。)				○								
23	条例第16条第4項による明渡日の認定(条例第29条第4項、条例第31条第3項、条例第43条及び条例第50条の5第2項において準用する場合を含む。)				○								
24	条例第18条の規定による家賃又は敷金の減免等に係る決定(条例第29条第4項及び条例第31条第3項において準用する場合を含む。)				○								
25	条例第19条第3項の規定による指示(条例第43条において準用する場合を含む。)				○								
26	条例第21条第2項の規定による原状の回復等に係る指示(条例第43条において準用する場合を含む。)				○								
27	条例第23条の規定による一時不在の承認(条例第43条及び条例第50条の8において準用する場合を含む。)				○								
28	条例第25条の規定による用途変更の承認(条例第43条及び条例第50条の8において準用する場合を含む。)				○								
29	条例第26条第1項の規定による模様替え及び増築の承認(条例第43条において準用する場合を含む。)				○								
30	条例第27条第1項の規定による収入超過者の認定				○								
31	条例第27条第2項の規定による高額所得者の認定				○								
32	条例第27条第3項の規定による収入超過者及び高額所得者の認定の更正				○								
33	条例第30条第1項の規定による県営住宅の明渡し請求			○									
34	条例第33条第1項の規定による収入状況の報告請求等				○								
35	条例第34条第1項の規定による県			○									

	営住宅の明渡し請求（条例第43条において準用する場合を含む。）										
36	条例第35条第2項の規定による入居手続期限の指定					○					
37	条例第36条の規定による家賃の減額決定					○					
38	条例第37条の規定による家賃の減額決定					○					
39	条例第38条の規定による県営住宅の明渡し検査（条例第43条において準用する場合を含む。）					○					
40	条例第39条の規定による県営住宅の明渡し請求（条例第50条の6第2項において準用する場合を含む。）					○					
41	条例第40条の規定による社会福祉法人等に対する使用許可決定					○					
42	条例第44条の規定による社会福祉法人等に対する使用状況の報告請求					○					
43	条例第46条の規定による社会福祉法人等に対する使用許可の取消し					○					
44	条例第50条の3第3項の規定による駐車場の使用者の決定					○					
45	条例第50条の4第3項の規定による駐車場の使用料の減免等の決定					○					
46	条例第50条の6の規定による駐車場の使用の決定の取消し及び明渡し請求					○					
47	条例第50条の7の規定による駐車場の明渡し検査					○					
48	条例第53条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○					
49	条例第54条第1項の規定による指定管理者の選定					○					
50	条例第54条第2項の規定による指定管理者の指定					○					
51	条例第55条の規定による指定管理者の指定等の告示					○					
52	条例第56条の規定による協定の締結										
	(1) 基本協定に係るもの					○					
	(2) 年度協定に係るもの					○					
53	条例第57条の規定による事業報告書の受理					○					
54	条例第58条の規定による業務状況の聴取等					○					
55	条例第59条の規定による知事による施設管理の決定					○					
56	条例第62条の規定による県営住宅管理人の任免					○					
57	条例第63条第1項の規定による立入検査					○					
58	条例第64条の規定による警察本部長への意見聴取					○					

別表第一 県土整備部住宅政策課の業務回りの関係11号の中「指定」を「指定等」に改め、回環に次の1号を加える。

32 条例第41条の規定による警察本部長への意見聴取						○				
----------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第一県土整備部住宅政策課の表第九号の項第五十号中「適合の名称等」を「事業代行開始」に改め、同項第六十三号中「招集等」を「診察等の招集等」に改め、同項第六十四号中「投票」を「理事等の解任投票」に改め、同項第六十五号中「取消し」を「投票の取消し」に改め、同項第六十七号中「処分取消し及び工事中止等」を「必要な措置」に改め、同項第七十一号中「第129条の9第1項」を「第129条の5第2項及び法第129条の9第2項」に改め、同表第十四号の項中「(平成20年法律第87号)」を削り、同項第八号中「第14条第1項第1号」を「第14条第1項第1号又は第3号」に改める。

別表第一デジタル社会推進局スマート改革推進課の表中「スマート改革推進課」を「デジタル改革推進課」に改める。

別表第一共通決裁事項(7)財産に関する事務(三重県流域下水道事業に限る。)の表第六号の項を次のように改める。

6	行政財産の用途廃止及び用途変更					金額		金額		
---	-----------------	--	--	--	--	----	--	----	--	--

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年三重県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書類の提出方法) 第九条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄建設事務所長に対し正本一部及び当該急傾斜地崩壊危険区域の所在する市町の数に一を加えた部数の副本を提出しなければならない。	(書類の提出方法) 第九条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄建設事務所長に対し正副二部を提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則

三重県地すべり防止区域管理規則(平成十二年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書類の提出方法) 第八条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄事務所長に対し正本一部及び当該地すべり防止区域の所在する市町の数に一を加えた部数の副本を提出しなければならない。	(書類の提出方法) 第八条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄事務所長に対し二部を提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第二十八号**

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（書類の提出部数）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行為等をする土地が二以上の建設事務所の所管区域に所在する場合に提出する書類の部数は、前項に規定する部数に<del>一</del>当該土地を所管する建設事務所の数から一を減じた数を加えた部数の副本とする。</p>	<p style="text-align: center;">（書類の提出部数）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行為等をする土地が二以上の建設事務所の所管区域に所在する場合に提出する書類の部数は、前項に規定する部数に<del>当</del>該土地を所管する建設事務所の数を加えた部数の副本とする。</p>

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>